

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2017-17616
(P2017-17616A)

(43) 公開日 平成29年1月19日(2017.1.19)

(51) Int.Cl.			F I			テーマコード (参考)
HO4L	9/16	(2006.01)	HO4L	9/00	643	5J104
HO4L	9/32	(2006.01)	HO4L	9/00	675A	
G09C	1/00	(2006.01)	G09C	1/00	640D	
G06F	21/64	(2013.01)	G06F	21/64		
B60R	16/02	(2006.01)	HO4L	9/00	675B	

審査請求 未請求 請求項の数 7 O L (全 16 頁) 最終頁に続く

(21) 出願番号	特願2015-134427 (P2015-134427)	(71) 出願人	000208891 KDDI株式会社 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号
(22) 出願日	平成27年7月3日(2015.7.3)	(74) 代理人	100106909 弁理士 棚井 澄雄
		(74) 代理人	100064908 弁理士 志賀 正武
		(74) 代理人	100146835 弁理士 佐伯 義文
		(72) 発明者	川端 秀明 埼玉県ふじみ野市大原二丁目1番15号 株式会社KDDI研究所内
		(72) 発明者	溝口 誠一郎 埼玉県ふじみ野市大原二丁目1番15号 株式会社KDDI研究所内

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 ソフトウェア配布処理装置、車両、ソフトウェア配布処理方法及びコンピュータプログラム

(57) 【要約】

【課題】 ECU等のコンピュータのコンピュータプログラムの更新の際にコンピュータの共通鍵で検証することによる負担を軽減すること。

【解決手段】 ソフトウェア配布処理装置2は、ソフトウェアの更新データの電子署名の検証鍵とECU30の共通鍵を記憶し、管理サーバ装置70から受信した更新データの電子署名を、検証鍵を使用して検証し、電子署名の検証が成功した更新データに対してECU30の共通鍵を使用して電子署名を施し、ECU30の共通鍵を使用して電子署名が施された更新データをECU30へ送信する。

【選択図】 図1

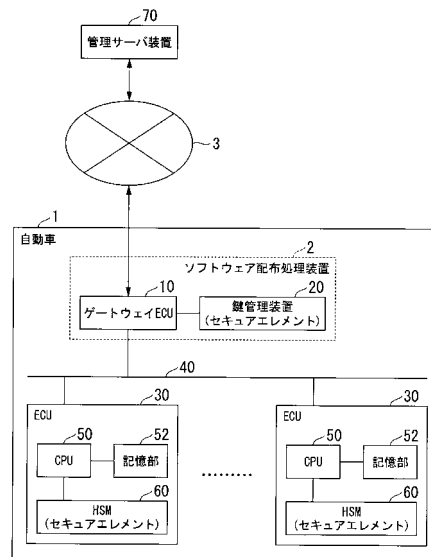


図1

【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

ソフトウェアの更新データの電子署名の検証に使用される検証鍵と前記ソフトウェアがインストールされたコンピュータの共通鍵を記憶する鍵記憶部と、
電子署名が施された前記更新データを受信する受信部と、
前記受信部で受信された前記更新データの電子署名を前記鍵記憶部に記憶される前記検証鍵を使用して検証する検証部と、
前記検証部による電子署名の検証が成功した前記更新データに対して前記鍵記憶部に記憶される前記共通鍵を使用して電子署名を施す署名部と、
前記共通鍵を使用して電子署名が施された前記更新データを前記コンピュータへ送信する送信部と、
を備えるソフトウェア配布処理装置。

10

【請求項 2】

ソフトウェアの更新データの電子署名の検証に使用される検証鍵と前記ソフトウェアがインストールされたコンピュータの共通鍵を記憶する鍵記憶部と、
電子署名が施された前記更新データを受信する受信部と、
前記受信部で受信された前記更新データの電子署名を前記鍵記憶部に記憶される前記検証鍵を使用して検証する検証部と、
前記検証部による電子署名の検証が成功した前記更新データについての期待値を計算する期待値計算部と、
前記検証部による電子署名の検証が成功した前記更新データについて計算された前記期待値を、前記鍵記憶部に記憶される前記共通鍵を使用して暗号化する暗号処理部と、
前記検証部による電子署名の検証が成功した前記更新データと当該更新データについて計算された前記期待値が前記共通鍵を使用して暗号化された暗号化データに対して、前記鍵記憶部に記憶される前記共通鍵を使用して電子署名を施す署名部と、
前記共通鍵を使用して電子署名が施された前記更新データと前記暗号化データを前記コンピュータへ送信する送信部と、
を備えるソフトウェア配布処理装置。

20

【請求項 3】

請求項 1 又は 2 のいずれか 1 項に記載のソフトウェア配布処理装置と、
通信ネットワークと、
前記通信ネットワークを介して前記ソフトウェア配布処理装置と通信する車載コンピュータと、
を備える車両。

30

【請求項 4】

ソフトウェア配布処理装置が、ソフトウェアの更新データの電子署名の検証に使用される検証鍵と前記ソフトウェアがインストールされたコンピュータの共通鍵を鍵記憶部に記憶する鍵記憶ステップと、
前記ソフトウェア配布処理装置が、電子署名が施された前記更新データを受信する受信ステップと、
前記ソフトウェア配布処理装置が、前記受信ステップで受信された前記更新データの電子署名を前記鍵記憶部に記憶される前記検証鍵を使用して検証する検証ステップと、
前記ソフトウェア配布処理装置が、前記検証ステップによる電子署名の検証が成功した前記更新データに対して前記鍵記憶部に記憶される前記共通鍵を使用して電子署名を施す署名ステップと、
前記ソフトウェア配布処理装置が、前記共通鍵を使用して電子署名が施された前記更新データを前記コンピュータへ送信する送信ステップと、
を含むソフトウェア配布処理方法。

40

【請求項 5】

ソフトウェア配布処理装置が、ソフトウェアの更新データの電子署名の検証に使用され

50

る検証鍵と前記ソフトウェアがインストールされたコンピュータの共通鍵を鍵記憶部に記憶する鍵記憶ステップと、

前記ソフトウェア配布処理装置が、電子署名が施された前記更新データを受信する受信ステップと、

前記ソフトウェア配布処理装置が、前記受信ステップで受信された前記更新データの電子署名を前記鍵記憶部に記憶される前記検証鍵を使用して検証する検証ステップと、

前記ソフトウェア配布処理装置が、前記検証ステップによる電子署名の検証が成功した前記更新データについての期待値を計算する期待値計算ステップと、

前記ソフトウェア配布処理装置が、前記検証ステップによる電子署名の検証が成功した前記更新データについて計算された前記期待値を、前記鍵記憶部に記憶される前記共通鍵を使用して暗号化する暗号処理ステップと、

前記ソフトウェア配布処理装置が、前記検証ステップによる電子署名の検証が成功した前記更新データと当該更新データについて計算された前記期待値が前記共通鍵を使用して暗号化された暗号化データに対して、前記鍵記憶部に記憶される前記共通鍵を使用して電子署名を施す署名ステップと、

前記ソフトウェア配布処理装置が、前記共通鍵を使用して電子署名が施された前記更新データと前記暗号化データを前記コンピュータへ送信する送信ステップと、

を含むソフトウェア配布処理方法。

【請求項6】

ソフトウェアの更新データの電子署名の検証に使用される検証鍵と前記ソフトウェアがインストールされたコンピュータの共通鍵を鍵記憶部に記憶する鍵記憶ステップと、

電子署名が施された前記更新データを受信する受信ステップと、

前記受信ステップで受信された前記更新データの電子署名を前記鍵記憶部に記憶される前記検証鍵を使用して検証する検証ステップと、

前記検証ステップによる電子署名の検証が成功した前記更新データに対して前記鍵記憶部に記憶される前記共通鍵を使用して電子署名を施す署名ステップと、

前記共通鍵を使用して電子署名が施された前記更新データを前記コンピュータへ送信する送信ステップと、

をコンピュータに実行させるためのコンピュータプログラム。

【請求項7】

ソフトウェア配布処理装置が、ソフトウェアの更新データの電子署名の検証に使用される検証鍵と前記ソフトウェアがインストールされたコンピュータの共通鍵を鍵記憶部に記憶する鍵記憶ステップと、

前記ソフトウェア配布処理装置が、電子署名が施された前記更新データを受信する受信ステップと、

前記ソフトウェア配布処理装置が、前記受信ステップで受信された前記更新データの電子署名を前記鍵記憶部に記憶される前記検証鍵を使用して検証する検証ステップと、

前記ソフトウェア配布処理装置が、前記検証ステップによる電子署名の検証が成功した前記更新データについての期待値を計算する期待値計算ステップと、

前記ソフトウェア配布処理装置が、前記検証ステップによる電子署名の検証が成功した前記更新データについて計算された前記期待値を、前記鍵記憶部に記憶される前記共通鍵を使用して暗号化する暗号処理ステップと、

前記ソフトウェア配布処理装置が、前記検証ステップによる電子署名の検証が成功した前記更新データと当該更新データについて計算された前記期待値が前記共通鍵を使用して暗号化された暗号化データに対して、前記鍵記憶部に記憶される前記共通鍵を使用して電子署名を施す署名ステップと、

前記ソフトウェア配布処理装置が、前記共通鍵を使用して電子署名が施された前記更新データと前記暗号化データを前記コンピュータへ送信する送信ステップと、

をコンピュータに実行させるためのコンピュータプログラム。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】**【0001】**

本発明は、ソフトウェア配布処理装置、車両、ソフトウェア配布処理方法及びコンピュータプログラムに関する。

【背景技術】**【0002】**

近年、自動車は、車載制御システムを備え、車載制御システムによって、走る、止まる、曲がるといった自動車の基本的な動作の制御や、その他の応用的な制御を行っている。車載制御システムは、一般に、ECU (Electronic Control Unit) と呼ばれる車載制御マイコンを20個～100個程度備える。ECUは、コンピュータの一種であり、コンピュータプログラムによって所望の機能を実現する。それらECUは、自動車に搭載される通信ネットワークであるCAN (Controller Area Network) に接続し、各ECUが互いに連携する。

10

【0003】

また、自動車には、ECUに繋がるOBD (On-board Diagnostics) ポートと呼ばれる診断ポートのインタフェースが設けられている。このOBDポートに、メンテナンス専用の診断端末を接続して、該診断端末からECUに対して更新プログラムのインストール及びデータの設定変更などを行うことができる。すでに使用されている自動車について、ECUのコンピュータプログラムの更新等をする場合には、通常、車検時や自動車の定期点検時などに、正規販売店(ディーラー)や一般の自動車整備工場の工員によって更新がなされる。

20

【0004】

自動車の車載制御システムに関し、例えば非特許文献1、2にはセキュリティについて記載されている。

【先行技術文献】**【非特許文献】****【0005】**

【非特許文献1】C. Miller、C. Valasek、"Adventures in Automotive Networks and Control Units"、DEF CON 21、2013年8月

【非特許文献2】吉岡顕、小熊寿、西川真、繁富利恵、大塚玲、今井秀樹、"構成証明機能を持つ車内通信プロトコルの提案"、情報処理学会、DICOM02008、pp.1270-1275、2008年7月

30

【発明の概要】**【発明が解決しようとする課題】****【0006】**

自動車の車載制御システムのECUに使用されるコンピュータプログラム等のデータの適用についての信頼性を向上させることが望まれる。例えば、ECUがファームウェアの更新を実施する際にECUの共通鍵で検証することが考えられる。この場合、更新ファームウェアを配布するサーバがECUの共通鍵を有することになる。しかしながら、更新ファームウェアを配布するサーバが複数存在する場合、ECUの共通鍵を複数のサーバで共有することから、ECUの共通鍵のサーバ間共有におけるコスト面や、共通鍵の漏洩時に漏洩元の特定が難しいなどの共通鍵のセキュリティ面における負担が問題となる可能性がある。

40

【0007】

本発明は、このような事情を考慮してなされたものであり、ECU等のコンピュータのコンピュータプログラムの更新の際にコンピュータの共通鍵で検証することによる負担を軽減することができる、ソフトウェア配布処理装置、車両、ソフトウェア配布処理方法及びコンピュータプログラムを提供することを課題とする。

【課題を解決するための手段】**【0008】**

50

(1) 本発明の一態様は、ソフトウェアの更新データの電子署名の検証に使用される検証鍵と前記ソフトウェアがインストールされたコンピュータの共通鍵を記憶する鍵記憶部と、電子署名が施された前記更新データを受信する受信部と、前記受信部で受信された前記更新データの電子署名を前記鍵記憶部に記憶される前記検証鍵を使用して検証する検証部と、前記検証部による電子署名の検証が成功した前記更新データに対して前記鍵記憶部に記憶される前記共通鍵を使用して電子署名を施す署名部と、前記共通鍵を使用して電子署名が施された前記更新データを前記コンピュータへ送信する送信部と、を備えるソフトウェア配布処理装置である。

【0009】

(2) 本発明の一態様は、ソフトウェアの更新データの電子署名の検証に使用される検証鍵と前記ソフトウェアがインストールされたコンピュータの共通鍵を記憶する鍵記憶部と、電子署名が施された前記更新データを受信する受信部と、前記受信部で受信された前記更新データの電子署名を前記鍵記憶部に記憶される前記検証鍵を使用して検証する検証部と、前記検証部による電子署名の検証が成功した前記更新データについての期待値を計算する期待値計算部と、前記検証部による電子署名の検証が成功した前記更新データについて計算された前記期待値を、前記鍵記憶部に記憶される前記共通鍵を使用して暗号化する暗号処理部と、前記検証部による電子署名の検証が成功した前記更新データと当該更新データについて計算された前記期待値が前記共通鍵を使用して暗号化された暗号化データに対して、前記鍵記憶部に記憶される前記共通鍵を使用して電子署名を施す署名部と、前記共通鍵を使用して電子署名が施された前記更新データと前記暗号化データを前記コンピュータへ送信する送信部と、を備えるソフトウェア配布処理装置である。

10

20

【0010】

(3) 本発明の一態様は、上記(1)又は(2)のいずれかのソフトウェア配布処理装置と、通信ネットワークと、前記通信ネットワークを介して前記ソフトウェア配布処理装置と通信する車載コンピュータと、を備える車両である。

【0011】

(4) 本発明の一態様は、ソフトウェア配布処理装置が、ソフトウェアの更新データの電子署名の検証に使用される検証鍵と前記ソフトウェアがインストールされたコンピュータの共通鍵を鍵記憶部に記憶する鍵記憶ステップと、前記ソフトウェア配布処理装置が、電子署名が施された前記更新データを受信する受信ステップと、前記ソフトウェア配布処理装置が、前記受信ステップで受信された前記更新データの電子署名を前記鍵記憶部に記憶される前記検証鍵を使用して検証する検証ステップと、前記ソフトウェア配布処理装置が、前記検証ステップによる電子署名の検証が成功した前記更新データに対して前記鍵記憶部に記憶される前記共通鍵を使用して電子署名を施す署名ステップと、前記ソフトウェア配布処理装置が、前記共通鍵を使用して電子署名が施された前記更新データを前記コンピュータへ送信する送信ステップと、を含むソフトウェア配布処理方法である。

30

【0012】

(5) 本発明の一態様は、ソフトウェア配布処理装置が、ソフトウェアの更新データの電子署名の検証に使用される検証鍵と前記ソフトウェアがインストールされたコンピュータの共通鍵を鍵記憶部に記憶する鍵記憶ステップと、前記ソフトウェア配布処理装置が、電子署名が施された前記更新データを受信する受信ステップと、前記ソフトウェア配布処理装置が、前記受信ステップで受信された前記更新データの電子署名を前記鍵記憶部に記憶される前記検証鍵を使用して検証する検証ステップと、前記ソフトウェア配布処理装置が、前記検証ステップによる電子署名の検証が成功した前記更新データについての期待値を計算する期待値計算ステップと、前記ソフトウェア配布処理装置が、前記検証ステップによる電子署名の検証が成功した前記更新データについて計算された前記期待値を、前記鍵記憶部に記憶される前記共通鍵を使用して暗号化する暗号処理ステップと、前記ソフトウェア配布処理装置が、前記検証ステップによる電子署名の検証が成功した前記更新データと当該更新データについて計算された前記期待値が前記共通鍵を使用して暗号化された暗号化データに対して、前記鍵記憶部に記憶される前記共通鍵を使用して電子署名を施す署

40

50

名ステップと、前記ソフトウェア配布処理装置が、前記共通鍵を使用して電子署名が施された前記更新データと前記暗号化データを前記コンピュータへ送信する送信ステップと、を含むソフトウェア配布処理方法である。

【0013】

(6) 本発明の一態様は、ソフトウェアの更新データの電子署名の検証に使用される検証鍵と前記ソフトウェアがインストールされたコンピュータの共通鍵を鍵記憶部に記憶する鍵記憶ステップと、電子署名が施された前記更新データを受信する受信ステップと、前記受信ステップで受信された前記更新データの電子署名を前記鍵記憶部に記憶される前記検証鍵を使用して検証する検証ステップと、前記検証ステップによる電子署名の検証が成功した前記更新データに対して前記鍵記憶部に記憶される前記共通鍵を使用して電子署名を施す署名ステップと、前記共通鍵を使用して電子署名が施された前記更新データを前記コンピュータへ送信する送信ステップと、をコンピュータに実行させるためのコンピュータプログラムである。

10

【0014】

(7) 本発明の一態様は、ソフトウェア配布処理装置が、ソフトウェアの更新データの電子署名の検証に使用される検証鍵と前記ソフトウェアがインストールされたコンピュータの共通鍵を鍵記憶部に記憶する鍵記憶ステップと、前記ソフトウェア配布処理装置が、電子署名が施された前記更新データを受信する受信ステップと、前記ソフトウェア配布処理装置が、前記受信ステップで受信された前記更新データの電子署名を前記鍵記憶部に記憶される前記検証鍵を使用して検証する検証ステップと、前記ソフトウェア配布処理装置が、前記検証ステップによる電子署名の検証が成功した前記更新データについての期待値を計算する期待値計算ステップと、前記ソフトウェア配布処理装置が、前記検証ステップによる電子署名の検証が成功した前記更新データについて計算された前記期待値を、前記鍵記憶部に記憶される前記共通鍵を使用して暗号化する暗号処理ステップと、前記ソフトウェア配布処理装置が、前記検証ステップによる電子署名の検証が成功した前記更新データと当該更新データについて計算された前記期待値が前記共通鍵を使用して暗号化された暗号化データに対して、前記鍵記憶部に記憶される前記共通鍵を使用して電子署名を施す署名ステップと、前記ソフトウェア配布処理装置が、前記共通鍵を使用して電子署名が施された前記更新データと前記暗号化データを前記コンピュータへ送信する送信ステップと、をコンピュータに実行させるためのコンピュータプログラムである。

20

30

【発明の効果】

【0015】

本発明によれば、ECU等のコンピュータのコンピュータプログラムの更新の際にコンピュータの共通鍵で検証することによる負担を軽減することができるという効果が得られる。

【図面の簡単な説明】

【0016】

【図1】第1実施形態に係る自動車1及び管理システムを示す図である。

【図2】図1に示すゲートウェイECU10の構成図である。

【図3】図1に示す鍵管理装置20の構成図である。

40

【図4】第1実施形態のソフトウェア配布処理方法のシーケンスチャートである。

【図5】セキュアブート方法の説明図である。

【図6】第2実施形態に係る鍵管理装置20の構成図である。

【図7】第2実施形態のソフトウェア配布処理方法のシーケンスチャートである。

【発明を実施するための形態】

【0017】

以下、図面を参照し、本発明の実施形態について説明する。なお、以下に示す実施形態では、車両として自動車を例に挙げて説明する。

【0018】

[第1実施形態]

50

図 1 は、第 1 実施形態に係る自動車 1 及び管理システムを示す図である。図 1 において、自動車 1 は、ゲートウェイ ECU 10 と鍵管理装置 20 と複数の ECU 30 と車載ネットワーク 40 を備える。本実施形態では、ソフトウェア配布処理装置 2 はゲートウェイ ECU 10 と鍵管理装置 20 から構成される。ゲートウェイ ECU 10 と ECU 30 は車載ネットワーク 40 に接続される。車載ネットワーク 40 として、例えば CAN が使用される。CAN は車両に搭載される通信ネットワークの一つとして知られている。本実施形態では、車載ネットワーク 40 は CAN である。ゲートウェイ ECU 10 と各 ECU 30 とは、車載ネットワーク 40 を介してデータを交換する。ECU 30 は、車載ネットワーク 40 を介して、他の ECU 30 との間でデータを交換する。

【 0 0 1 9 】

ECU 30 は、自動車 1 に備わる車載コンピュータである。ECU 30 は、CPU (Central Processing Unit) 50 と記憶部 52 と HSM (Hardware Security Module) 60 を備える。CPU 50 は、ECU 30 にインストールされたファームウェアを実行する。ファームウェアはソフトウェアつまりコンピュータプログラム的一种である。記憶部 52 はファームウェアやデータ等を記憶する。記憶部 52 は、ROM (リードオンリメモリ) や RAM (ランダムアクセスメモリ)、フラッシュメモリ (flash memory) などから構成される。HSM 60 は暗号処理等を実行する。本実施形態では、セキュアエレメントの一例として HSM 60 を使用する。セキュアエレメントは耐タンパー性を有する。

【 0 0 2 0 】

ゲートウェイ ECU 10 は、無線通信ネットワーク 3 を介して管理サーバ装置 70 と通信する。管理サーバ装置 70 は ECU 30 のファームウェアを管理する。鍵管理装置 20 は、管理サーバ装置 70 の鍵と ECU 30 の鍵を管理する。鍵管理装置 20 はセキュアエレメントにより実現される。

【 0 0 2 1 】

図 2 は、図 1 に示すゲートウェイ ECU 10 の構成図である。図 2 において、ゲートウェイ ECU 10 は無線通信部 11 と CAN インタフェース 12 と制御部 13 とユーザインタフェース 14 を備える。無線通信部 11 は無線通信ネットワーク 3 を介して管理サーバ装置 70 とデータを送受する。CAN インタフェース 12 は、車載ネットワーク 40 を介して各 ECU 30 とデータを送受する。制御部 13 は、ゲートウェイ ECU 10 の制御を実行する。ユーザインタフェース 14 は、利用者の操作を受け付ける。

【 0 0 2 2 】

図 3 は、図 1 に示す鍵管理装置 20 の構成図である。図 3 において、鍵管理装置 20 は、検証部 21 と署名部 22 と鍵記憶部 23 を備える。検証部 21 は、電子署名の検証を実行する。署名部 22 は、電子署名の生成を実行する。鍵記憶部 23 は、管理サーバ装置 70 の電子署名の検証に使用される検証鍵と、ECU 30 の共通鍵を記憶する。管理サーバ装置 70 の電子署名の検証に使用される検証鍵は、管理サーバ装置 70 の電子署名の生成に使用される共通鍵であってもよく、又は、管理サーバ装置 70 の電子署名の生成に使用される秘密鍵のペアの公開鍵であってもよい。鍵記憶部 23 には、予め、管理サーバ装置 70 の電子署名の検証に使用される検証鍵と、ECU 30 の共通鍵とが記憶される。

【 0 0 2 3 】

鍵管理装置 20 はセキュアエレメントにより実現される。鍵管理装置 20 を実現するセキュアエレメントとして、例えば、SIM (Subscriber Identity Module)、eSIM (Embedded Subscriber Identity Module) 又は HSM などが挙げられる。例えば、無線通信ネットワーク 3 を利用するための SIM 又は eSIM を使用して、鍵管理装置 20 を実現してもよい。無線通信ネットワーク 3 を利用するための SIM 又は eSIM は、ゲートウェイ ECU 10 の無線通信部 11 が無線通信ネットワーク 3 に接続する際に使用される。

【 0 0 2 4 】

次に図 4 を参照して、本実施形態の動作を説明する。図 4 は、第 1 実施形態のソフトウェア配布処理方法のシーケンスチャートである。

10

20

30

40

50

【 0 0 2 5 】

(ステップ S 1) 利用者がゲートウェイ ECU 10 のユーザインタフェース 14 を操作して ECU 30 のアップデート確認を実施する。又は、管理サーバ装置 70 がゲートウェイ ECU 10 に対して ECU 30 のアップデート確認を要求する。

【 0 0 2 6 】

(ステップ S 2) ゲートウェイ ECU 10 は、ECU 30 に対して ECU バージョンを問い合わせし、ECU 30 から ECU バージョンの応答を得る。ゲートウェイ ECU 10 は、ECU 30 から得た応答の ECU バージョンを管理サーバ装置 70 へ送信する。

【 0 0 2 7 】

なお、管理サーバ装置 70 が自動車 1 の ECU 30 の ECU バージョンを記録し管理する場合には、上記のステップ S 1 及び S 2 は無くてもよい。

10

【 0 0 2 8 】

(ステップ S 3) 管理サーバ装置 70 が、自動車 1 の ECU 30 について、更新ファームウェアの有無を確認する。管理サーバ装置 70 は、ECU 30 のバージョン情報と電子署名付き更新ファームウェアを保持する。管理サーバ装置 70 は、ECU 30 のバージョン情報に基づいて、自動車 1 の ECU 30 の ECU バージョンが最新バージョンであるかを判定する。

【 0 0 2 9 】

(ステップ S 4) 管理サーバ装置 70 は、ステップ S 3 の結果、自動車 1 の ECU 30 の ECU バージョンが最新バージョンではない場合に、電子署名付き更新ファームウェアをゲートウェイ ECU 10 へ送信する。

20

【 0 0 3 0 】

(ステップ S 5) ゲートウェイ ECU 10 が、管理サーバ装置 70 から受信した電子署名付き更新ファームウェアを鍵管理装置 20 へ送信する。

【 0 0 3 1 】

(ステップ S 6) 鍵管理装置 20 の検証部 21 が、ゲートウェイ ECU 10 から受信した電子署名付き更新ファームウェアの電子署名を、鍵記憶部 23 に記憶される検証鍵を使用して検証する。

【 0 0 3 2 】

(ステップ S 7) 鍵管理装置 20 の署名部 22 は、ステップ S 6 の検証部 21 による電子署名の検証が成功した電子署名付き更新ファームウェアの更新ファームウェアに対して、鍵記憶部 23 に記憶される共通鍵を使用して電子署名を施す。これにより、ECU 30 の共通鍵を使用して電子署名が施された電子署名付き更新ファームウェアが生成される。この ECU 30 の共通鍵を使用して電子署名が施された電子署名付き更新ファームウェアのことを、管理サーバ装置 70 から受信した電子署名付き更新ファームウェアと区別するために、説明の便宜上、再署名更新ファームウェアと称する。

30

【 0 0 3 3 】

(ステップ S 8) 鍵管理装置 20 は、再署名更新ファームウェアをゲートウェイ ECU 10 へ送信する。なお、ステップ S 6 の検証部 21 による電子署名の検証が失敗した場合には、鍵管理装置 20 は、エラーメッセージをゲートウェイ ECU 10 へ送信する。

40

【 0 0 3 4 】

(ステップ S 9) ゲートウェイ ECU 10 は、鍵管理装置 20 から受信した再署名更新ファームウェアを ECU 30 へ送信する。

【 0 0 3 5 】

(ステップ S 10) ECU 30 の CPU__50 は、ゲートウェイ ECU 10 から受信した再署名更新ファームウェアを HSM__60 へ送信する。

【 0 0 3 6 】

(ステップ S 11) ECU 30 の HSM__60 は、ECU 30 の共通鍵を使用して、再署名更新ファームウェアの電子署名を検証する。HSM__60 は、予め、ECU 30 の共通鍵を保持する。HSM__60 は、再署名更新ファームウェアの電子署名の検証結果を CP

50

U_50へ応答する。

【0037】

(ステップS12) ECU30のCPU_50は、HSM_60から受信した応答が検証の成功である場合に、ステップS9でゲートウェイECU10から受信した再署名更新ファームウェアの更新ファームウェアを使用して、ファームウェア更新処理を実行する。これにより、ECU30のECUバージョンが最新バージョンになる。一方、ECU30のCPU_50は、HSM_60から受信した応答が検証の失敗である場合には、ファームウェア更新処理を実行しない。

【0038】

(ステップS13) ECU30のCPU_50は、ファームウェア更新処理の実行が完了した場合に、更新完了通知をゲートウェイECU10へ送信する。ゲートウェイECU10は、ECU30から更新完了通知を受信すると、ECU30のファームウェアの更新完了通知を管理サーバ装置70へ送信する。

【0039】

なお、ステップS13の更新完了通知については、実行してもよく、又は、実行しなくてもよい。

【0040】

また、ステップS2において、ECUバージョンを示すECUバージョン情報に対して、暗号化したり又は電子署名を施したりしてもよい。以下、ECUバージョン情報に対して暗号化する場合を説明する。ECU30のHSM_60がECU30の共通鍵を使用してECUバージョン情報を暗号化し、ECUバージョン情報の暗号化データをゲートウェイECU10へ送信する。ゲートウェイECU10はECUバージョン情報の暗号化データを鍵管理装置20へ送信する。鍵管理装置20は、鍵記憶部23に記憶される共通鍵を使用してECUバージョン情報の暗号化データを復号化する。鍵管理装置20は、この復号化データを鍵記憶部23に記憶される検証鍵(管理サーバ装置70の共通鍵又は公開鍵)を使用して暗号化し、この暗号化データをゲートウェイECU10へ送信する。ゲートウェイECU10は、鍵管理装置20から受信した暗号化データを管理サーバ装置70へ送信する。管理サーバ装置70は、ゲートウェイECU10から受信した暗号化データを、共通鍵又は秘密鍵を使用して復号化する。この復号化によりECUバージョン情報が得られる。なお、ECUバージョン情報に対して電子署名を施す場合にも暗号化と同様の手順となる。

【0041】

上述した第1実施形態によれば、ソフトウェア配布処理装置2が、管理サーバ装置70から受信した電子署名付き更新ファームウェアの電子署名を検証する。次いで、ソフトウェア配布処理装置2が、電子署名の検証が成功した電子署名付き更新ファームウェアの更新ファームウェアに対して、ECU30の共通鍵を使用して電子署名を施す。次いで、ソフトウェア配布処理装置2が、ECU30の共通鍵を使用して電子署名が施された再署名更新ファームウェアをECU30へ送信する。ECU30は、ソフトウェア配布処理装置2から受信した再署名更新ファームウェアの電子署名を、自己の共通鍵で検証する。ECU30は、電子署名の検証が成功した再署名更新ファームウェアの更新ファームウェアのみを使用して、ファームウェア更新処理を実行する。

【0042】

これにより、ECU30がファームウェアの更新を実施する際に、ECU30の共通鍵で検証することができる。さらに、管理サーバ装置70はECU30の共通鍵を有する必要がないので、ECU30の共通鍵のサーバ間共有におけるコスト上の問題や、共通鍵の漏洩時に漏洩元の特定が難しいなどの共通鍵のセキュリティ上の問題が解消する。よって、ECU30のファームウェアの更新の際にECU30の共通鍵で検証することによる負担を軽減することができるという効果が得られる。

【0043】

[第2実施形態]

10

20

30

40

50

第2実施形態において、自動車1及び管理システムの構成は上記の図1と同様である。第2実施形態では、ECU30がセキュアブートを実行する。

【0044】

図5を参照してECU30のセキュアブートに係る動作を説明する。図5はセキュアブート方法の説明図である。ECU30において、CPU_50は、ECU30のファームウェアのプログラムコードであるECUコード(ECU code)521を実行する。ECUコード521は、記憶部52のフラッシュメモリに格納される。CPU_50に対し、ブートローダ(Boot Loader)522によってECUコード521が起動される。ブートローダ522のプログラム(ブートプログラム)は、記憶部52のROMに格納される。CPU_50は、初期起動時に記憶部52のROMからブートプログラムを起動し、ブートローダ522として機能する。HSM_60は、ECUコード521のCMAC(Cipher-based Message Authentication Code)の正解値である期待値BOOT_MACを保持する。期待値BOOT_MACは、予め、HSM_60に設定される。

10

【0045】

(ステップS21)ブートローダ522はECUコード521をHSM_60へ送信する。

【0046】

(ステップS22)HSM_60は、受信したECUコード521のCMAC(Cipher-based Message Authentication Code)を計算する。

【0047】

(ステップS23)HSM_60は、計算結果のCMACの値と期待値BOOT_MACを比較する。この比較の結果、一致した場合にはHSM_60はブートローダ522へ検証の成功を応答し、不一致した場合にはHSM_60はブートローダ522へ検証の失敗を応答する。

20

【0048】

(ステップS23)ブートローダ522は、HSM_60からの応答が検証の成功である場合にECUコード521を起動する。一方、ブートローダ522は、HSM_60からの応答が検証の失敗である場合にはECUコード521を起動しない。

【0049】

ECU30のファームウェアを更新するとECUコード521が変わる。このため、ECU30が上述したセキュアブートを実行する場合には、ECU30のファームウェアを更新する際に、HSM_60に保持される期待値BOOT_MACも更新する必要がある。

30

【0050】

図6は、第2実施形態に係る鍵管理装置20の構成図である。図6に示す鍵管理装置20は、上記の図3の構成に対してさらに期待値計算部24と暗号処理部25を備える。期待値計算部24はCMACを計算する。暗号処理部25は暗号処理を実行する。

【0051】

図7を参照して本実施形態の動作を説明する。図7は、第2実施形態のソフトウェア配布処理方法のシーケンスチャートである。図7において、上記の図4の各ステップに対応する部分には同一の符号を付け、その説明を省略する。

40

【0052】

ステップS1~S6までは上記の図4と同じである。ステップS6における電子署名付き更新ファームウェアの電子署名の検証が成功した場合にのみ、ステップS31に進む。ステップS6における電子署名付き更新ファームウェアの電子署名の検証が失敗した場合には、鍵管理装置20からゲートウェイECU10へ、エラーメッセージが送信される。

【0053】

(ステップS31)鍵管理装置20の期待値計算部24は、ステップS6における電子署名の検証が成功した電子署名付き更新ファームウェアの更新ファームウェアに対して、CMACを計算する。次いで、鍵管理装置20の暗号処理部25が、期待値計算部24の計

50

算結果のCMACの値を、鍵記憶部23に記憶される共通鍵を使用して暗号化する。

【0054】

(ステップS32) 鍵管理装置20の署名部22は、ステップS6における電子署名の検証が成功した電子署名付き更新ファームウェアの更新ファームウェアとステップS31で暗号処理部25の暗号化により生成された暗号化データであるCMAC暗号化データに対して、鍵記憶部23に記憶される共通鍵を使用して電子署名を施す。これにより、ECU30の共通鍵を使用して電子署名が施された電子署名付き更新ファームウェアとCMAC暗号化データが生成される。このECU30の共通鍵を使用して電子署名が施された電子署名付き更新ファームウェアとCMAC暗号化データのことを、管理サーバ装置70から受信した電子署名付き更新ファームウェアと区別するために、説明の便宜上、再署名更新データと称する。

10

【0055】

(ステップS33) 鍵管理装置20は、再署名更新データをゲートウェイECU10へ送信する。

【0056】

(ステップS34) ゲートウェイECU10は、鍵管理装置20から受信した再署名更新データをECU30へ送信する。

【0057】

(ステップS35) ECU30のCPU__50は、ゲートウェイECU10から受信した再署名更新データの電子署名の検証をHSM__60へ依頼する。

20

【0058】

(ステップS36) ECU30のHSM__60は、ECU30の共通鍵を使用して、再署名更新データの電子署名を検証する。HSM__60は、予め、ECU30の共通鍵を保持する。

【0059】

(ステップS37) ECU30のHSM__60は、再署名更新データの電子署名の検証結果をCPU__50へ応答する。

【0060】

(ステップS38) ECU30のCPU__50は、ステップS37でHSM__60から受信した応答が検証の成功である場合に、ステップS34でゲートウェイECU10から受信した再署名更新データのCMAC暗号化データをHSM__60へ送信し、期待値更新を依頼する。一方、ECU30のCPU__50は、ステップS37でHSM__60から受信した応答が検証の失敗である場合には、HSM__60に対して期待値更新を依頼しない。

30

【0061】

(ステップS39) ECU30のHSM__60は、CPU__50からの期待値更新の依頼に応じて期待値更新処理を実行する。この期待値更新処理では、HSM__60は、CPU__50から受信した再署名更新データの更新ファームウェアのCMACを計算する。また、HSM__60は、CPU__50から受信した再署名更新データのCMAC暗号化データを、ECU30の共通鍵を使用して復号化する。次いで、HSM__60は、計算結果のCMACの値とCMAC暗号化データの復号結果の値を比較する。この比較の結果、一致した場合には、HSM__60は、CMAC暗号化データの復号結果の値を新しい期待値BOOT__MACとして保持する。この場合、期待値更新処理の結果が成功である。一方、その比較の結果、不一致した場合には、HSM__60は、期待値BOOT__MACを更新しない。この場合、期待値更新処理の結果が失敗である。

40

【0062】

(ステップS40) ECU30のHSM__60は、期待値更新処理の結果をCPU__50へ応答する。

【0063】

(ステップS41) ECU30のCPU__50は、ステップS40でHSM__60から受信した応答が期待値更新処理の成功である場合に、ステップS34でゲートウェイECU

50

10 から受信した再署名更新データの更新ファームウェアを使用して、ファームウェア更新処理を実行する。これにより、ECU30のECUバージョンが最新バージョンになる。また、HSM_60に保持される期待値BOOT_MACが最新バージョンになるので、ECU30のセキュアブートに対応することができる。一方、ECU30のCPU_50は、ステップS40でHSM_60から受信した応答が期待値更新処理の失敗である場合には、ファームウェア更新処理を実行しない。

【0064】

(ステップS42) ECU30のCPU_50は、ファームウェア更新処理の実行が完了した場合に、更新完了通知をゲートウェイECU10へ送信する。ゲートウェイECU10は、ECU30から更新完了通知を受信すると、ECU30のファームウェアの更新完了通知を管理サーバ装置70へ送信する。

10

【0065】

なお、ステップS42の更新完了通知については、実行してもよく、又は、実行しなくてもよい。

【0066】

上述した第2実施形態によれば、ECU30がセキュアブートを実行する場合に対応することができる。

【0067】

なお、更新ファームウェアを所定の方法で複数に分割し、該分割ごとにCMACの値を計算して期待値を生成してもよい。これにより、更新ファームウェア全体のCMACを計算するには鍵管理装置20の処理能力が不足し時間がかかる場合に、処理時間の短縮を図ることができる。この場合には、HSM_60は、更新ファームウェアの分割毎にCMACの期待値を保持する。そして、ECU30のセキュアブートの実行の際には、ブートローダ522が、ECUコード521を所定の方法で複数に分割し、ECUコード521の各分割をHSM_60へ送信する。HSM_60は、ECUコード521の分割毎に、CMACを計算して期待値と比較する。

20

【0068】

また、更新ファームウェアのハッシュ値に対して期待値を持つようにしてもよい。この場合、鍵管理装置20は、更新ファームウェアのハッシュ値に対してCMACを計算し、この計算結果のCMACの値を期待値とする。そして、ECU30のセキュアブートの実行の際には、ブートローダ522が、ECUコード521のハッシュ値を計算してHSM_60へ送信する。これにより、HSM_60は、ECUコード521のハッシュ値についてのCMACの計算値と期待値の比較を行う。

30

【0069】

以上、本発明の実施形態について図面を参照して詳述してきたが、具体的な構成はこの実施形態に限られるものではなく、本発明の要旨を逸脱しない範囲の設計変更等も含まれる。

例えば、自動車1に備わるいずれかのECU30をゲートウェイECU10として機能させてもよい。

【0070】

また、車両として自動車を例に挙げたが、原動機付自転車や鉄道車両等の自動車以外の他の車両にも適用可能である。

40

【0071】

また、コンピュータとして自動車のECUを例に挙げたが、他のコンピュータにも適用可能である。例えば、通信ネットワークに接続される家電製品の内蔵コンピュータのファームウェアの更新に適用してもよい。

【0072】

また、上述したソフトウェア配布処理装置2の機能を実現するためのコンピュータプログラムをコンピュータ読み取り可能な記録媒体に記録して、この記録媒体に記録されたプログラムをコンピュータシステムに読み込ませ、実行するようにしてもよい。なお、ここ

50

でいう「コンピュータシステム」とは、OSや周辺機器等のハードウェアを含むものであってもよい。

また、「コンピュータ読み取り可能な記録媒体」とは、フレキシブルディスク、光磁気ディスク、ROM、フラッシュメモリ等の書き込み可能な不揮発性メモリ、DVD (Digital Versatile Disk) 等の可搬媒体、コンピュータシステムに内蔵されるハードディスク等の記憶装置のことをいう。

【0073】

さらに「コンピュータ読み取り可能な記録媒体」とは、インターネット等のネットワークや電話回線等の通信回線を介してプログラムが送信された場合のサーバやクライアントとなるコンピュータシステム内部の揮発性メモリ（例えばDRAM (Dynamic Random Access Memory)）のように、一定時間プログラムを保持しているものも含むものとする。

10

また、上記プログラムは、このプログラムを記憶装置等に格納したコンピュータシステムから、伝送媒体を介して、あるいは、伝送媒体中の伝送波により他のコンピュータシステムに伝送されてもよい。ここで、プログラムを伝送する「伝送媒体」は、インターネット等のネットワーク（通信網）や電話回線等の通信回線（通信線）のように情報を伝送する機能を有する媒体のことをいう。

また、上記プログラムは、前述した機能の一部を実現するためのものであっても良い。さらに、前述した機能をコンピュータシステムにすでに記録されているプログラムとの組み合わせで実現できるもの、いわゆる差分ファイル（差分プログラム）であっても良い。

【符号の説明】

20

【0074】

1 ... 自動車、2 ... ソフトウェア配布処理装置、10 ... ゲートウェイECU、11 ... 無線通信部、12 ... CANインタフェース、13 ... 制御部、14 ... ユーザインタフェース、20 ... 鍵管理装置、21 ... 検証部、22 ... 署名部、23 ... 鍵記憶部、30 ... ECU、40 ... 車載ネットワーク、50 ... CPU、52 ... 記憶部、60 ... HSM、521 ... ECUコード、522 ... ブートローダ

【 図 1 】

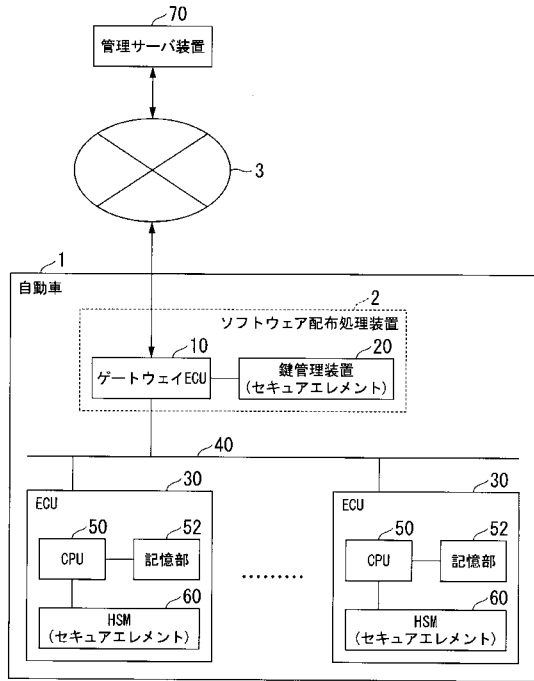


図 1

【 図 2 】

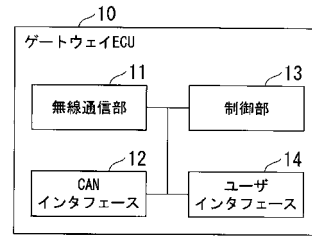


図 2

【 図 3 】

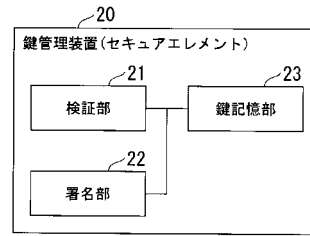


図 3

【 図 4 】

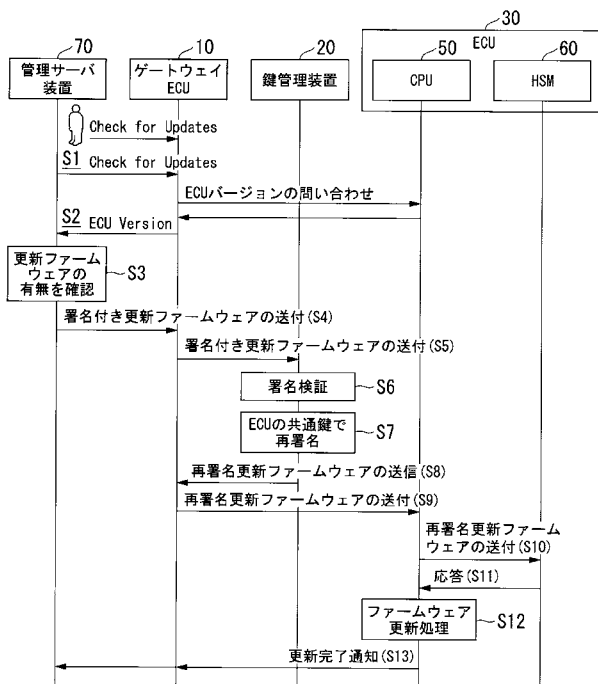


図 4

【 図 5 】

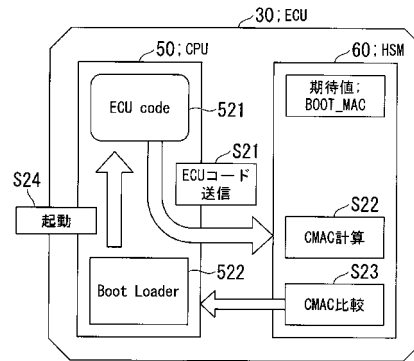


図 5

【 図 6 】

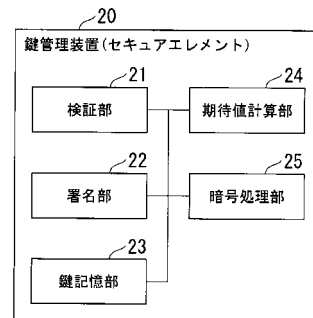
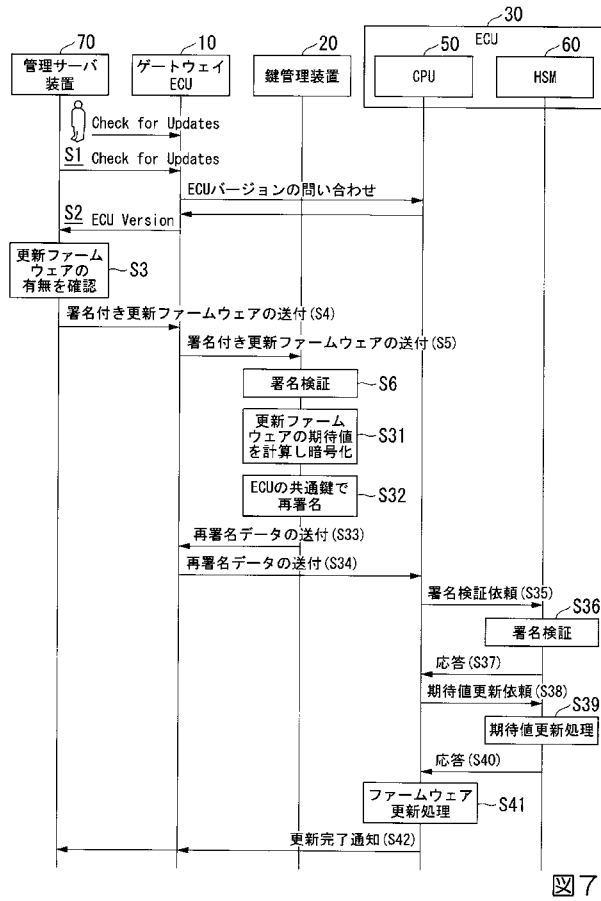


図 6

【 図 7 】



フロントページの続き

(51)Int.Cl. F I テーマコード(参考)
B 6 0 R 16/02 6 6 0 U

(72)発明者 窪田 歩

埼玉県ふじみ野市大原二丁目1番15号 株式会社K D D I 研究所内

Fターム(参考) 5J104 AA08 AA12 AA18 JA03 JA21 LA02 LA03 LA06 MA02 NA37
NA42